

医療保険対応 訪問看護利用料金表（2019年10月1日～）

医療保険		料金	利用者負担			
			1割負担	2割負担	3割負担	
基本 項目	訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1日につき）	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者3人以上訪問）	週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）	外泊中の訪問看護	8,500円	850円	1,700円	2,550円
	訪問看護管理療養費	月の初日	7,440円	744円	1,488円	2,232円
2日目以降		3,000円	300円	600円	900円	
加算 項目	24時間対応体制加算（月1回）		6,400円	640円	1,280円	1,920円
	緊急訪問看護加算		2,650円	265円	530円	795円
	退院時共同指導加算（月1回）		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	退院支援指導加算（退院日）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	特別管理加算（月1回）	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		II	2,500円	250円	500円	750円
	特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
	長時間訪問看護加算（週1回）		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	夜間（18-22時）・早朝（6-8時）訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算（22-翌6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
	難病等複数回訪問加算	1日2回の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	訪問看護ターミナルケア療養費1（死亡月）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	複数名訪問看護加算 ※厚生労働大臣が定める場合を除く	看護師等（週回）	4,500円	450円	900円	1,350円
		看護補助者（週3回）	3,000円	300円	600円	900円
	複数名訪問看護加算 ※厚生労働大臣が定める場合に限る	看護補助者（1日1回）	3,000円	300円	600円	900円
		看護補助者（1日2回）	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護補助者（1日3回）		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
在宅患者連携指導加算（月1回）		3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）		2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算（月1回）		2,500円	250円	500円	750円	
訪問看護情報提供療養費（月1回）		1,500円	150円	300円	450円	

【その他の費用について】

死後の処置

在宅で亡くなられた場合、訪問看護師でお身体をきれいにさせていただきます。その際、処置料（材料費込み）として15,000円を実費で請求させていただきます。

●利用者負担金（医療保険法定利用料）

後 期 高 齢 者	<ul style="list-style-type: none"> ・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。 				
		所得区分	負担割合	月単位の上限（世帯毎）	
	①	現役並み	年収約 1,160 万円～	三割負担	252,600 円+(医療費-842,000)×1%
			年収約 770 万円～約 1,160 万円		167,400 円+(医療費-558,000)×1%
年収約 370 万円～約 770 万円			80,100 円+(医療費-267,000)×1%		
②	一般	年収 156 万～約 370 万円	二割負担	57,600 円 (外来個人毎 18,000 円)	
③	住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	一割負担	24,600 円 (外来個人毎 8,000 円)	
		Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入 80 万円以下等）		15,000 円 (外来個人毎 8,000 円)	
前 期 高 齢 者	<ul style="list-style-type: none"> ・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 4 月 1 日より、昭和 19（1944）年 4 月 2 日以降の誕生日の方は、70 歳の誕生日以降、自己負担割合が 2 割となりました。70 歳の誕生月の翌月（ただし、各月 1 日が誕生日の人はその月）の診療から、医療費の自己負担割合が 2 割になります。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 3 月までに 70 歳以上になっている方（昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生）は 1 割負担のままとなります。 ・現役並み所得者の負担割合は 3 割になります。 				
健 康 保 険 等	<ul style="list-style-type: none"> ・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者医療、自立支援医療、指定難病の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。 ◆1 ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請されると、超えた金額が高額療養費として支給されます。 ※いずれも医療費控除の対象となります。 				